(b)　(a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第328条第３項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。

(c)　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。

b　財務書類は、最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度））のもの（附属明細表については最近１事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（附属明細表については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、次の(a)又は(b)に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下ｂにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後当該(a)又は(b)に定める期間（以下ｂにおいて「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度における中間財務書類（連結財務諸表規則第96条若しくは第192条又は財務諸表等規則第130条若しくは第211条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。以下ｂにおいて同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該中間財務書類を併せて掲げること。

(a)　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間

(b)　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間

また、法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１事業年度とするものであって、次の事業年度開始の日から起算して８箇月を経過した日以後に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度に係る中間財務書類を併せて掲げること。

［削る。］

(b)　(a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第131条第３項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。

(c)　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。

b　財務書類は、最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度））のもの（附属明細表については最近１事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（附属明細表については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a)　最近事業年度の次の事業年度（以下⑹において「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑹において「第１四半期会計期間」という。）終了後令第４条の２の10第３項に規定する期間（以下⑹において「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

(b)　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹において「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

(c)　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して８箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合（ｃの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。）には、当該次の事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第４条の２又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）も掲げること。

c　１年を１事業年度とする会社（四半期報告書を提出する会社を除く。）が本邦の金融商品取引所に発行株式を上場し、又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする場合であって、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業